

令和 5 年 6 月 2 日

今後の評価分科会の審議事項

評価分科会決定

1. これまでの評価分科会の審議状況

評価分科会は、統計法の施行状況に関して統計技術の観点から評価を行うものとされ、第Ⅲ期基本計画期間（平成 30 年（2018 年）度～令和 4 年（2022 年）度）においては、平成 30 年 3 月にまとめられた統計法施行状況に関する審議結果報告書〔統計精度検査関連分〕に提示された個別統計ごとの事項について、欠測値補完方法や母集団名簿の整備等に関する関係府省の取組を聴取して、統計技術の観点からフォローアップを行っており、当該統計の精度改善の PDCA スキームに寄与してきた。また、審議の中で、欠測値の補完に係る主な方法等を取りまとめるなど横断的な整理についても行ってきた。

2. 評価分科会を巡る状況の変化

一連の政府統計に関する不適切事案に対する統計委員会の建議等を経て、第Ⅳ期基本計画により、各統計所管府省が、品質の高い統計を確実に作成するため、上記のような精度改善にも資する統計の総合的品質管理、統計作成プロセスの標準化やメタデータを含む情報提供の質の向上に取り組むこととされ、総務省・統計委員会は各府省を技術的支援等により支えることとなった。

3. 今後の進め方

これらや各府省の重要課題等ニーズを踏まえ、以下のような柔軟な審議・助言を行うこととしたい。

- (1) 政府統計における各種状況や統計委員会における議論等の中から、統計委員会の通常取組では議論しづらい横断的な重要課題等を抽出し審議テーマとし、国際的対応状況等を踏まえ審議・助言を行い、それぞれの統計への適用や体系的な統計整備につなげるものとする。
- (2) 1つのテーマに対し数回審議を行う。審議の冒頭において審議のベースとなるインプットとして何が必要か、審議の成果となるアウトプットのイメージを議論し、そのインプットについては、関係府省からの報告のほか、統計委員会担当室における委託調査研究（国際的な対応状況等）や当該審議事項を専門とする有識者からの意見聴取を行うなど審議の効率化を図る。審議が一段落した段階で、アウトプットのイメージに沿って、各府省への助

言等を含む簡潔なとりまとめを随時行い、場合によっては、統計委員会における建議や基本計画の審議等にも資するものとする。

- (3) なお、本日の審議においては、本年 10 月以降の審議事項を議論する。また、その後、1 年で数回程度の開催を見込む。

4. 審議テーマ（候補）

(1) 季節調整に関する課題

○ 新型コロナウイルス感染症に伴う季節調整の処理の状況の整理

新型コロナウイルス感染症に伴い、それぞれの経済指標において大きな影響が現れており、季節調整における除外処理などその対応を生じたものと考えられる。

審議のアウトプットとしては、各統計における新型コロナウイルス感染症に伴う季節調整の処理内容を整理し、今後の同様の大きな影響が出る場合の対応に資するものとする。

○ X-13 の適用に向けた検討

我が国では X-12 の適用のみであるが、米国センサス局では X-12 のアップデートは終了し X-13 に移行している。X-13 は、X-12 と比べると従来の機能に加え、時系列モデルを用いた Seats 機能が追加されており、今後の我が国への適用も想定される。

審議のアウトプットとしては、X-13 の適用状況の国際動向や、我が国各統計の状況・影響を整理し、我が国の X-13 の今後の適用に向けた考え方をとりまとめる。

(2) グローバル化の把握に関する課題

○ 海外進出の国内企業の把握

海外進出の国内企業の把握については、基本計画にも関連事項が記述されており、統計整備に先立ってその名簿の整備が重要と考えられる。

審議のアウトプットとしては、海外進出の国内企業に関するデータを整理し、把握の方向性をとりまとめる。

○ 外資系企業の把握

上記にあわせ、統計上の把握が難しいと指摘されている外資系企業の名簿の把握についても審議する。

審議のアウトプットとしては、外資系企業に関するデータを整理し、把握の方向性をとりまとめる。

(3) 国際機関に求められる統計に関する課題等

我が国における国際機関へのデータ提供が不十分な場合が一部あり、統計技術的な観点から把握が難しい分野（例えば個人企業など）もあると考えられる。

審議のアウトプットとしては、こういった分野について、国際的な動向などを調査し、特に議論すべき分野について、その状況と課題を整理する。